

様式第 2 号（実施要領第 10 条，実施規約第 23 項関係）

広島県長寿命化技術活用制度 評価結果通知書

平成 28 年 9 月 29 日

株式会社 ジェイアール総研エンジニアリング 御中

広島県土木建築局技術企画課長



平成 28 年 7 月 14 日付をもって申請のありました技術について，広島県長寿命化技術制度審査会における評価結果を次のとおり通知します。

1. 技術名称：SSI 工法
2. 登録番号：28-003-3
3. 評価結果：区分 3 「活用促進を図る技術」（広島県長寿命化技術）

【理由】実施要領第 5 条の登録要件を満足している（実施要領第 7 条 1 号 2 号関係）

異議申し立て及び評価結果の公表について

上記について異議がある場合は，評価結果を通知した日から起算して 10 日以内に県（技術企画課）に異議理由を明示した書類を提出することにより，異議申し立てを行うことができます。

申請者から「長寿命化技術の評価結果の公表への異議申立書」等の提出がなかった場合，実施規約 23 項により，評価結果に異議がないものとし，区分 3，区分 2 及び区分 1（開発・改良支援技術）の技術について，登録簿に掲載し，県ホームページ等で公表します。

（提出先）

広島県長寿命化技術制度審査会 事務局 技術企画課

〒730-8511

広島県広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-3859

E-mail dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp

注）評価結果の登録・公表は，区分 3，区分 2，及び区分 1 の開発・改良支援技術とし，区分 1（開発・改良支援技術以外）は申請者への通知のみとしています。